

1. 目的

矢吹町では、人口減少及び高齢化、公共施設の老朽化、まちづくりの活性化が大きな課題となっている。そうした中で財務・経営的な観点からの行財政運営を推進しつつ、地域資源を活かした取組み方策が求められている。

本業務では、大池公園の魅力向上、利用価値の向上、賑わいの創出を図り、大池公園内に所在する「2. 対象施設」に掲げる各施設の一体的な整備・維持管理・運営方法について、財務・経営的観点及び技術的観点から多様な官民連携手法について比較検討し、その導入を踏まえた検討を行う。

2. 対象施設

本業務の対象施設は以下のとおりである。

(1) 大池公園

- ① 用途：都市公園
- ② 所在地：矢吹町大池 9 番地、外
- ③ 主な構成施設：キャンプ場、日本庭園休憩所、草原広場、ソフトボール場、駐車場、トイレ、その他

(2) ふるさとの森芸術村

- ① 用途：文教施設
- ② 所在地：矢吹町大池 243 番地 2、外（大池公園内）
- ③ 主な構成施設：ふるさとの館、あゆり館、陶芸の館、創作の館

3. 準拠法令等

受託者は、最新の関係法令等を遵守し、法令等に適合した業務を遂行しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- (3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- (4) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (5) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (6) その他本業務に関係する法令及び通達等

4. 業務責任者及び業務主任者の配置

本業務を遂行するにあたって、受託者は主管課の意図及び目的を十分に理解した上で、3 か

月以上の雇用されているもので同種業務の経験ある業務責任者、業務主任者を定め配置すること。かつ、それぞれ技術士（総合技術監理部門-都市及び地方計画）、公認会計士の何れかの資格を有しているものを配置すること。

5. 資料等の提供と返還

- (1) 主管課は、受託者の要請に基づき、本件業務の遂行に必要な各種の資料、機器、情報等を無償で提供又は貸与する。
- (2) 受託者は、主管課から提供された資料等を前提としこれに依拠して本業務を遂行するものであり、資料等の正確性・網羅性について検証する義務を負わないものとする。
- (3) 受託者は、資料等について、善良なる管理者の注意をもって使用、保管および管理し、本業務の目的以外のために使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務契約の終了等により資料等が不要となった場合または主管課が資料等の返還を要請した場合、資料等を速やかに主管課に返還する。ただし、受託者の法令遵守および業務管理上必要とされる保管を妨げない。

6. 秘密保持

受託者は本業務の遂行過程で主管課から提供もしくは開示を受け、または業務遂行上知り得た情報のうち、次の各号に掲げる以外のもの（「秘密情報」という）を秘密として保持し、事前に主管課の承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならず、かつ本業務の目的以外のために使用してはならない。

- (1) 受託者が知り得た時点で既に公知であった情報
- (2) 受託者が知り得た後に自己の責めによらずに公知となった情報
- (3) 受託者が知り得た時点で本業務契約に違反すること無しに既に保有していた情報
- (4) 受託者が本業務契約に違反すること無しに、または本業務契約とは無関係に、独自の営業上のノウハウに基づき独自に入手または開発した情報
- (5) 受託者が第三者から適法に入手した情報

7. 業務内容

(1) 業務実施計画書の提出

受託者は、本業務の実施にあたり、業務の目的を十分に把握した上で合理的かつ効率的な作業を推進するため業務実施計画書（業務内容、工程表、業務実施体制）を提出し、主管課の承認を得ること。

(2) 民間活力導入可能性調査

受託者は、財務・経営的観点及び技術的観点から以下の各項目に対して調査・検討を行い、主管課と適宜検討結果を協議すること。

① 事業の前提条件の整理

対象施設に係る現況を既存資料及び現地踏査等により把握・整理するとともに、考慮すべき与条件等の整理を行う。

② サウンディング調査

官民連携手法の導入において、本事業に参画し得る民間事業者を発掘する。また、当該民間事業者に対し、適正な事業範囲、官民連携手法の導入可否その他導入に係る条件、参入意欲等に関するサウンディング調査を実施する。調査にあたっては、必要に応じて民間事業者向け現地視察を実施する。

③ 事業手法・スキームの検討

上記①及び②の結果を踏まえ、導入可能な事業手法の比較検討を行い、想定される事業スキーム、事業範囲、官民役割分担等について検討する。

④ 民間事業者の事業参画意向に係る調査

上記③の検討結果を踏まえ、参入可能性のある事業者へ個別ヒアリング等を実施し、事業実現性や事業実現にあたって解決すべき課題等を確認する。

⑤ 可能性評価

上記④の結果を踏まえ、官民連携手法の導入可能性評価を行う。また、事業実施により地域の経済・社会にもたらされるメリットを測る指標についてモデル案を検討する。

⑥ 事業スケジュールの検討

官民連携事業として実施する場合の事業化に向けた具体的なスケジュールの検討を行う。

⑦ 今後の課題の整理

財務・経営的観点及び技術的観点から事業の実現化に向けた課題について把握し、整理を行う。

(3) 庁内検討会議の運営支援（3回程度）

庁内検討会議を開催するため、会議資料の作成、会議への出席、必要に応じて資料説明及び質疑に対する回答等の支援、議事録（要旨）の作成を行うこと。

(4) 内閣府報告対応支援

本業務は内閣府の補助金を受けて実施するものであり、適時内閣府への報告が必要となる。については、内閣府との会議を行う場合には会議への出席、必要に応じて資料説明及び質疑に対する回答等の支援、議事録（要旨）の作成を行うこと。

(5) 成果品のとりまとめ

上記(2)～(4)の結果を踏まえ成果品としてとりまとめる。なお、成果品となる民間活力導入可能性調査報告書及び報告書概要版については内閣府様式に従うこと。

(6) 打合せ協議

本業務を遂行するにあたり打合せ協議を必要に応じて適宜実施し、毎回打合せ協議簿を作成し提出すること。

8. 検査

受託者は、完了検査として成果品の検査を受け、完了検査の合格をもって業務を完了する。

9. 成果品の納品

受託者は、以下を成果品としてとりまとめ、本業務の終了時に主管課に納入する。

- ① 業務実施計画書 1部
- ② 民間活力導入可能性調査報告書 1部
- ③ 民間活力導入可能性調査報告書（概要版） 1部
- ④ 庁内検討会議の議事録（要旨）1式
- ⑤ 打合せ協議簿一式
- ⑥ その他主管課が指示したもの 一式
- ⑦ 上記電子データ（CD-R 又は DVD-R）一式

10. その他

- (1) 本業務は、内閣府民間資金等活用事業推進室所管の民間資金等活用事業調査費補助事業の支援対象に選定されていることから、受託者は当該事業の募集要領や補助金交付要綱を遵守、理解して業務を実施すること。また、調査結果の報告書は当該事業の募集要領に従い提示されている報告書フォーマットに従い、作成すること。なお、業務の実施や報告書の作成等に当たり、内閣府からの情報提供や調整等の依頼があった場合は、これに協力すること。
- (2) 受託者は、業務遂行にあたっては矢吹町個人情報保護法施行条例（令和5年条例第9号）に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- (3) 受託者は、成果品（業務過程におけるデータ等を含む。）について、主管課の承諾を得ずに公表又は第三者へ提供してはならない。
- (4) 本業務を再委託することを原則禁止する。ただし、主管課がやむを得ないと認め承認した場合はその限りではない。
- (5) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、主管課と受託者がその都度協議のうえ、決定するものとする。

以上